

文化審議会文化財分科会企画調査会（第 5 回）議事要旨（案）

1. 日 時

平成 25 年 10 月 31 日（木） 15 : 00 ~ 17 : 10

2. 場 所

文化庁特別会議室（旧文部省庁舎 5 F）

3. 出席者

（委 員）

亀井会長、福家会長代理、伊佐治委員、井上委員、大國委員、大城委員、甲元委員、村上委員、山本委員

（事務局）

河村文化庁次長、山下文化財部長、平林伝統文化課長、榎本記念物課長、その他関係官

4. 議事等

（1）前回の議事要旨及びこれまでの主な意見の確認が行われた。

（2）事務局より中央教育審議会教育制度分科会において公表された「今後の地方教育行政の在り方について（審議経過報告）」及び本企画調査会から報告予定の「今後の文化財保護行政の在り方について」（報告（素案））について説明が行われた後、各委員より「今後の文化財保護行政の在り方について」（報告（素案））について順次発言がなされた。

- A 案の場合、システムとして都道府県及び政令市の教育委員会の委員の中に文化財の専門家を必ず入れることとするなどできないか。
- （報告（素案） 10 頁（2）①政治的中立性や専門性～担保できるような仕組みが必要について、） A 案の場合、教育長は首長の部下となるが、教育長を教育行政の責任者として独立性をしっかりと持たせることができれば、これでも上手くいくのではないかと考える。
- （報告（素案） 11 頁（2）③地方文化財保護審議会の位置付けについて、）地方文化財保護審議会を①首長の附属機関の場合と②教育長の附属機関の場合とそれぞれ場合分けして記載しているが、いずれにせよ新教育委員会と同列の附属機関となり、教育長は教育委員会と地方文化財保護審議会のどちらの答申等を受けることとなるのか。それは、現行で教育委員会の附属機関となっている社会教育委員等も同じことが言える。
- （報告（素案） 12 頁（2）④地方文化財保護審議会と教育委員会との関係について、）教育委員会は基本方針等の審議、地方文化財保護審議会文化財の指定等の審議としているが、教育委員会の委員は文化財に精通している訳でもなく、地方文化財保護審議会の専門的見地がないと審議は困難。理念はわかるが、現実的には難しい。この場合、文化財に関する権限はかなりの部分が地方文化財保護審議会に委ねられることになるのではないかと。一方で、教育委員会の委員に特定の専門家を入れないことで、中立性や幅広い視点で機能するといった側面もあり、文化財の専門家を必ず入れるというのは難しいのではないかと。

- 都道府県と市町村は、文化財については基本的に同列の扱いで、文化財保護法の世界でだけ指導・助言がある。それに対して、埋蔵文化財は文化財保護法に位置付けがあるので、都道府県も入っていきやすい。
- 地方文化財保護審議会にかけて、かつ教育委員会にもかけるというのは難しいのではないか。地方文化財保護審議会は、首長の附属機関とせざるを得ないのではないか。その場合は、委員の選任について教育長の同意を関与させるなどの仕組みが必要。その場合、地方文化財保護審議会は必置にするしかない。
- 小規模な自治体では、教育委員会の事務を大別して①学校に関する事務と②社会教育・文化財に関する事務の2種類あるが、後者については首長部局と線引きが曖昧で一体的にやっている側面もある。
- 太宰府市では、基本を崩さない方針で考えたい。教育委員会には8名の文化財技師がいるほか、歴史まちづくり部局にも併任で1名配置し、うまく機能している。「餅は餅屋」の方が良いのではないか。
- A案の場合、可能性の議論として、教育長の附属機関に地方文化財保護審議会を置いて中立性や専門性が担保できるのであれば、新教育長の事務局にまちづくり部があってもよいのではないか。
- 海外では、まちづくり部局と文化財保護部局が融合した組織はけっこうある。
- 兵庫県では、文化財課で社会教育施設の歴史系博物館を所管しているが、仮に、まちづくり部局を所管するとなった場合、社会教育施設とまちづくりの両方を所管することは難しい。どちらか選択することになると思う。
- 地方文化財保護審議会の委員の任命について、首長の附属機関の場合、どうしても政治色の強い任命となってしまうため、それに歯止めをかけるシステムが必要。
- 例えば、合議制の教育委員会の「意見を聞いて」首長が地方文化財保護審議会の委員を任命するというような形にすれば、首長の恣意的な人選を防ぐことができるのではないか。
- 社会教育委員など現行の教育委員会の附属機関の委員の任命は、合議制の教育委員会に諮っており、現行の制度の良い部分は残していく必要がある。
- 地方文化財保護審議会の委員の任期を担保する仕組みも重要である。
- （報告（素案）12頁（2）④地方文化財保護審議会と教育委員会との関係について、）地方文化財保護審議会事務について、文化財の指定等だけでなく「埋蔵文化財に関する協議」まで踏み込んで記載したほうがよいのではないか。今まで合議制の下にあったものが、A案では教育長は首長の部下となるため、埋蔵文化財の部分の担保は地方文化財保護審議会では出来ないのではないか。法制的な問題はあると思うが、検討いただきたい。

- 文化財保護法で地方文化財保護審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議をすることになっており（法第190条）、現状変更や埋蔵文化財の協議なども重要事項として読み込むことができる。そこにあえて書き込んでいくかという問題。
 - （報告（素案）16頁VI. その他、中長期的観点から検討すべき課題について、）できれば近い将来の検討課題として、学校教育との連携について記載していただきたい。学校教育でも、学習指導要領にも小学校の社会に関して文化財について内容として記載されており、出土遺物の活用や民俗芸能体験など協力していける分野だと考える。
 - 沖縄県では、学校で組踊鑑賞会を計画したところ、学校から鑑賞だけでなく学習もしたいとの要望があり、教育委員会で学習指導案まで作成して、学習と鑑賞を行ったことがある。
 - （報告（素案）1頁Iはじめにについて、）「文化財は、～我が国の歴史や文化の「正しい」理解のために欠くことのできないもの」と文化財保護法第3条の書きぶりとは合わすほうがよい。
 - 兵庫県では、博物館で学芸員と教員とが一緒になって文化財を活用した学習指導案を開発している。また、開発した文化財を活用した学習指導案を持ち寄り、情報交換して県内に広めている。更に、教員に文化財に対する理解を深めてもらうため、初任者研修で博物館の実習を体験してもらっている。
 - 太宰府市では、子供向けに太宰府市の歴史の副読本を作成したり、NPOと連携して大宰府発見塾や大宰府検定を行うなど、文化財を学校教育や生涯学習に活かした取組を行っている。日常の中で学校教育に文化財を活かすことも大切。
 - （報告（素案）1頁Iはじめにについて、）文化の中でも文化財の重要性を記載する必要があるのではないか。例えば、東日本大震災からの復興に際し、文化財が失われたり、逆に地域再生のシンボルになったことや、2020年東京オリンピック開催に向けて、日本文化も発信していく重要性を記載できないか。
 - （報告（素案）17頁VI. 4. 専門的な人材を継続的に確保するための方策について、）これからの文化財の専門職員は文化財の保護だけでなく活用についてのスキルも必要になってくることから、「文化財保護主事」よりも、例えば「文化財保護活用推進主事」というような名称でもよいのではないか。
- (3) 事務局より「歴史文化基本構想」について説明が行われた後、各委員より「歴史文化基本構想」の地方自治体の策定推進の方策について順次発言がなされた。
- 文化財保護法に歴史文化基本構想（以下、「基本構想」という。）が位置付けられていないので、文化財の所管事務として仕事がしにくい。また、基本構想と歴史的風致維持向上計画（以下、「歴まち計画」という。）の関係や基本構想策定後の事業の流れが見えにくいいため、市町村への説明が難しい。
 - 関連性のある文化財群の広がりや行政区域とは一致せず、行政区域を横断した広域的な基本構想の策定が必要になる場合もあり、その際は都道府県の指導力が必要となる。例えば、盆地単位

で連携協議会を設置するなどすれば、市町村は動きやすくなるのではないか。

- 都道府県のイニシアチブが重要だと思うが、個別の指定文化財で手一杯というのが現状ではないか。
- 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」は国において文部科学省と国土交通省の共管であるが、地方においては文化財保護部局とまちづくり部局で共管されているわけではない。歴まち計画による国の補助事業をまちづくり部局が執行する場合、文化財保護部局は現状変更に関わる程度で、連携より対立するケースが多く、文化財を活かした整備をやらしてもらえない印象を文化財サイドは感じている。
- 太宰府市では、歴まち計画による国の補助事業を大いに活用しており、国からの支援に感謝している。
- モデル事業で歴史文化基本構想を策定した際、市民とともに地域の文化財の総合的把握を行った結果、文化財保護・愛護に対して理解する市民の裾野が広がった。また、基本構想策定には各自治体の主体性が必要であると考えられる。
- 松本市では、今年から5年計画で基本構想の策定を開始したが、事業を行うにあたり政策・財政部局に既に策定した歴まち計画と基本構想の関係を理解してもらうのに苦労した。基本構想策定によるメリットやインセンティブがあれば、説得しやすかったと思う。また、最初の3カ年で市民とともに悉皆調査を行う計画だが、行政からのやらされた感を感じさせずに、地域のたからの価値に気付いてもらうには丁寧な取組が必要である一方、市の施策としてスピード感のある取組も求められている。
- 総務省のまちづくりの補助メニューには、コンサルタントやNPOの専門家の派遣といった数十万円程度の小額補助メニューがあり、けっこう活用できるものがある。小規模自治体では、文化庁から調査官を派遣してもらう前に、コンサルタントに基本構想のアウトラインを作ってもらうなど活用できる。また、文化庁でも、学校現場でやっているような5～10万円程度の小規模補助メニューがあればありがたい。
- 基本構想の策定推進の方策として、基本構想と歴まち計画の両方を策定したら、歴まち計画の補助事業の補助率を通常より嵩上げなどすればわかりやすい。
- 基本構想に位置付けた文化財は、国指定以外でも文化庁から補助金を出していただけるなら、地方自治体は基本構想策定にメリットを感じる。
- 歴まち計画の補助事業は、当面の予算の範囲内でしか文化財の修理はできず、修理した結果、文化財本来の価値を損なう場合もあり、文化財サイドとしては手を出しにくい。

(4) 今後のスケジュールについて事務局より説明が行われた。